

(毎月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十回發行)

# 縣報 第三百四號 明治卅七年三月廿四日 和歌山縣

## ○公文

○和歌山縣告示第七十九號

北海道移住注意事項左記ノ通北海道ニ移住スル者

明治三十七年三月廿二日

和歌山縣知事 伯耆 清 家 敬

一 移住者心得の事

- (イ) 北海道に移住するもの心得へは事柄は甚だ多けれども就中重要な事項は北海道に渡航せんとするものにして移住後直ちに職業に就き得る目的の確かなるものは格別なれども漫然渡航せんとするものは難成、知己の頗るへき先住者あるを要す移住期節は移住後の目的によりて差違あれども一般に二三月より四五月までの間に移るを善とす
- (ハ) 小作の募集に應じて移住するものは成るべく移住前郷里に於て小作契約書を取らねば移るを安全とす
- (ニ) 北海道内は概ね道路不便なれば移住地への旅行は上陸地に依りて大なる損得あり故に移住前よく道順を問合せ損失のなき精心願くへし總て本道内の旅行は府縣の旅行に比へると更に多くの費用を要するに付き充分なる旅費を用意すへし

縣報第三百四號

明治三十七年三月廿四日

第三種郵便物認可

一

明治三十三年五月八日第三種郵便物認可

- (ホ) 内務省割引券を持参すへきは勿論府縣知事より移住証明の下付を受け又は本道の先住者より受取りたる借借の如きものを持参するときは各種の便宜を得へし
- (イ) 内務省割引券を持参すべき事

本券の効用 乗船乗車切符買入のとき本券を示せば府縣の鐵道及び郵船會社の運賃は定めの賃金より五割を引き北海道の官私鐵道は無賃にして其持参する荷物もそれ〳〵割引めれば普通の旅費より半額以上も廉き旅費にて移住し得へし尚ほ割引方の券額以下付を受くる際に聞か合すへし

北海道へ上陸の後本券の中央の部分(小券と稱したる部)を携帶せば移住民として旅行中特別の保護を受け土地出願には特別の便利を得へし

北海道へ上陸の際本券へ道順にて定めたる警察官の捺印を受くる時は小作移住者の爲めには渡航証明書の効力あり

- (ロ) 本券を受くる手續 本券は府縣廳島廳市區役所警察署へ備へ置かるるにより居住地を出發する前必ず下付を受くへし若し居住地にて受け得ざりしときは前項(イ)の要領を示し旅行先の役所にて貰ひ受くへし

一 上陸の際心得へき事

- (イ) 北海道移住者は餘り住所職業氏名男女を別たる移住家族の人数、携帶荷物の數、上陸地名、出帆月日、移住先地名、依頼先氏名、移住後の目的、土地の有無、旅行中の事故等と紙片に記入し置き上陸の際移住民取扱員に提出し移住民取扱員なき場合には税關に提出

(ロ) せば調査に時を費すことなくして諸般の保護を受け得へし  
 北海道内同一方面に移住するものは其方面別に組を作り上陸せば乗運車の乗降宿屋の  
 休泊等に都合よく取扱ひも行き届き双方とも便宜なり  
 (ハ) 室蘭に上陸するものは濃船より上陸して乗車の設するまでの時間短ければ豫り其の用  
 意となし荷物の始末等何くれとなく手落なき機敏捷に取計ふへし  
 一 荷物に關する事

移住者の携帯する荷物には甚しく荷嵩の大なるものあり運搬の難意ならざるより取扱  
 粗暴に渡り破損し易きにより運搬し易き手頃の大きとなし荷嵩りを堅固にし荷札は左  
 の通り肥し両方の小口に堅く結付るをよしとす

北海道何郡何町村字何々行  
 北海道移住者荷物何個ノ内何個  
 何縣何郡何町村  
 何 某

○荷札はなるへく大きく丈夫なるをよしとす

又當初荷物を回漕店に托ける時船荷証を受取らざる爲めに港に着きし際手荷物として  
 悉皆自分にて運ばざる可からざる懸儀に過ふものあり又初め無貨として托送りたる荷  
 物の回漕店の奸計よりして受取の際貨物先拂となりをるものあれば當初荷物を托ける

探報第三百四號 明治三十七年三月廿四日 第三種郵便物認可 二

一 移住者取扱の事 際よく注意すへし

函館、小樽、室蘭、等北海道の要港には移住民取扱あり  
 左開上掲に下圖の如き調章を付け無船機備又は宿屋等  
 に臨みて移住者の調査をなし各種の便宜と休養とを興  
 むるにより移住民取扱員の取調には何事も懸すことな  
 く打明け其世話を受くへし移住民取扱員なき港に上陸  
 し若くは内部の旅行の際に到る所の官公吏に就き其保  
 護を受くへし



一 移住民取扱事務所

函館港は函館區東濱町棧橋船客待合所内室蘭港は室蘭驛停車場構内  
 小樽港は小樽區南濱町波止場

其他要港には其時々事務所を置く

一 引宿料の事

北海道内二三要港に於て移住民の爲めに特に引宿する宿料左の如し(明治卅七年)

- |     |          |         |
|-----|----------|---------|
| 函館港 | 一泊三食四拾錢  | 一食拾五錢參厘 |
| 室蘭港 | 一泊三食五拾五錢 | 一泊二食四拾錢 |
| 小樽港 | 一泊三食參拾八錢 | 一泊二食參拾錢 |
|     | 一食貳拾五錢   | 一食拾六錢   |
|     |          | 一食拾八錢   |

廣尾港 一泊二食 拾六錢 一食拾五錢  
 網路港 一泊二食 拾拾錢 一食拾四錢

右は普通の三割乃至五割引とす此他野實物取扱手続料等何れも割引あり掛員に就き聞き合すべし

○和歌山縣告示第八十號

東牟婁郡新宮町五百八十四番地

田葉產麥 佐藤 五

右ノ者今般左記ノ所ニ轉居開墾願出ニ付本日和歌山縣產麥名簿ヲ訂正ス  
 明治三十七年三月二十三日 和歌山縣知事 伯曾 清 廣 家 敬

東牟婁郡古座町大字中港五百九十二番地

○和歌山縣告示第八十一號

左記ノ者死亡ニ依リ本日和歌山縣產麥名簿ノ差誤ヲ取消ス

明治三十七年三月二十三日 和歌山縣知事 伯曾 清 廣 家 敬

東牟婁郡那智村大字天滿南海養院內

○和歌山縣告示第八十二號

田葉產麥 川崎 九 加

縣報第三四四號

明治三十七年三月廿四日

第三種郵便物認可

三

右ノ者今般左記ノ旨ヲ以テ訂正田願ニ付本日左記ノ項和歌山縣產麥名簿ヲ訂正ス  
 明治三十七年三月二十三日 和歌山縣知事 伯曾 清 廣 家 敬

東牟婁郡那智村大字市野々百八十三番地

田葉產麥 米 夏 七

○町村長ノ異動

右三月廿二日認可

西牟婁郡中芳養村長 山本 梅 吉

觀 測

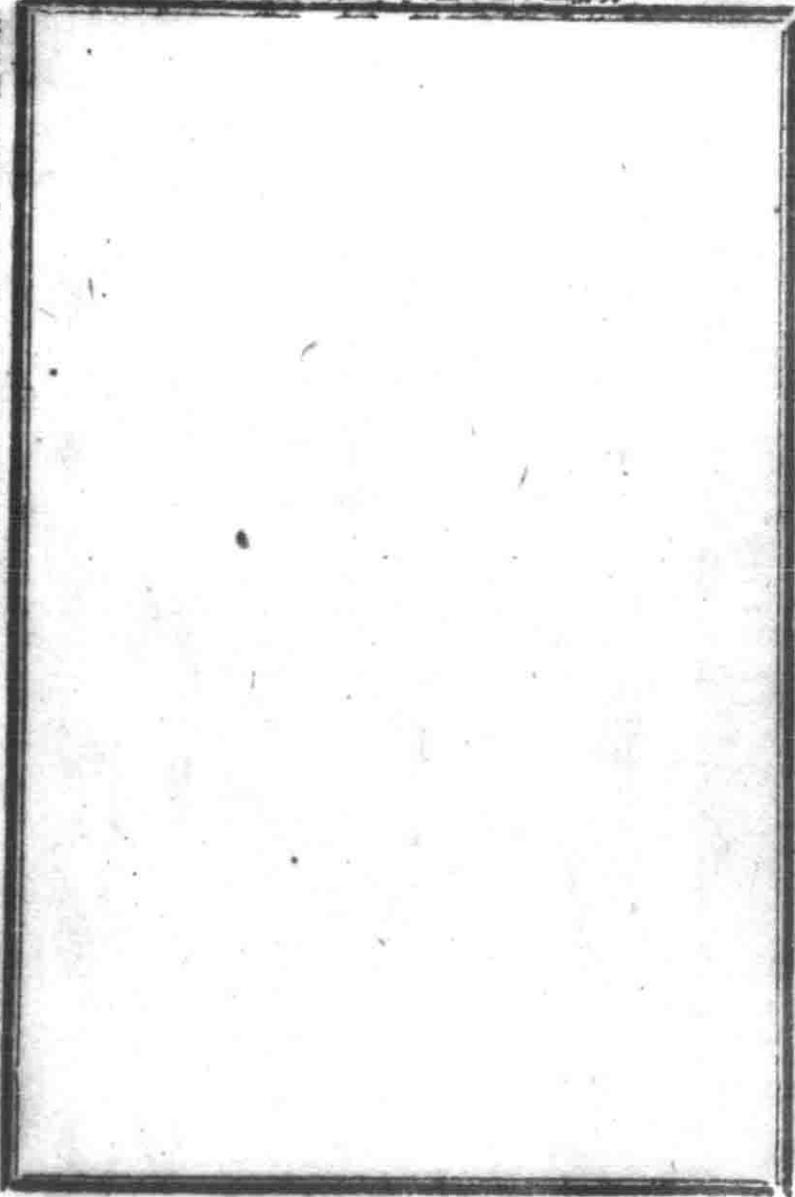
明治三十七年三月十九日、二十三日觀測地氣象概況

| 月 日  | 三月十九日 |       | 三月二十日 |       | 三月廿一日 |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|      | 前 年   | 本 年   | 前 年   | 本 年   | 前 年   | 本 年   |
| 平均氣壓 | 七六五・二 | 七五八・八 | 七五六・三 | 七五八・六 | 七六二・四 | 七六〇・一 |
| 平均氣溫 | 九度四   | 七度一   | 一三度〇  | 七度二   | 九度六   | 五度四   |
| 最高氣溫 | 一二度四  | 八度四   | 一六度八  | 一〇度四  | 一二度六  | 九度〇   |

可恩物區郵便三第日八月五年三十三治明

| 最低氣溫 | 最多風向 | 平均風力 | 天氣 | 雨量   | 記事   |
|------|------|------|----|------|--|
| 六度三  | 北東   | 一米一  | 晴  | 一耗二  | 午前六時<br>午後六時<br>午後九時<br>日降雨<br>續午前九時<br>時〇四分<br>海上風雨<br>ノ警報到 |
| 四度六  | 北    | 二米三  | 晴  | 一八耗二 | 昨夜豪降<br>雨後三時<br>午後九時<br>四時五十分<br>五分浴湯<br>ノ警報ヲ<br>解除ス         |
| 九度〇  | 北西   | 四米三  | 晴  | 一六耗八 | 午前八時<br>午後九時<br>午後三時<br>此降雨<br>午後五時<br>三十二分<br>海上風雨<br>ノ警報解  |
| 四度二  | 北西   | 四米七  | 晴  |      |  |
| 七度〇  | 北    | 五米三  | 晴  | 〇耗一  | 月曜   |
| 二度六  | 北西   | 六米〇  | 晴  | 〇耗〇  | 午前八時<br>四十分<br>ノ十分間<br>繼警ヲ降<br>ス                             |

縣報第百四號 明治三十七年三月廿四日 第三編 郵政事務司 四終



（毎月廿日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日十通發行）  
 明治三十七年三月廿三日發行  
 和歌山縣  
 和歌山縣  
 和歌山縣